



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 26 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課)	1
都市計画変更の図書の縦覧 ( 3 件)	( " )	1

### 公 告

環境影響評価書の縦覧 ( 2 件)	( " )	2
-------------------	-------	---

## 告 示

### 島根県告示第374号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第18条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 都市計画の種類

温泉津都市計画道路

#### 2 都市計画を決定する土地の区域

温泉津町湯里大字湯里、温泉津大字小浜、福波大字福光、福波大字今浦

#### 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

### 島根県告示第375号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 都市計画の種類

仁摩都市計画道路

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

仁摩町大字大国町、天河内町、馬路町、仁万町

#### 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 島根県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類  
浜田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
浜田市原井町、熱田町、内田町、穂出町、周布町、吉地町、西村町、折居町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 島根県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類  
三隅都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
三隅町大字折居、西河内、三隅、古市場、湊浦、向野田
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

公 告

---

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項において読み替えて適用される同法第21条第2項及び第25条第2項の規定により、環境影響評価書（同法第24条の書類を含む。以下「評価書」という。）を作成したので、同法第40条第2項において読み替えて適用される同法第27条の規定により次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画決定権者の名称  
島根県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
名称 仁摩温泉津線  
種類 一般国道（改築）  
規模 延長 約11.3km
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
起点 島根県邇摩郡仁摩町大字大国町

終点 島根県邇摩郡温泉津町福波大字今浦

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

仁摩町、温泉津町

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、仁摩町役場及び温泉津町役場

縦覧期間 平成16年 3 月30日から同年 4 月30日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日は除く。)

縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

---

環境影響評価法 (平成 9 年法律第81号) 第40条第 2 項において読み替えて適用される同法第21条第 2 項及び第25条第 2 項の規定により、環境影響評価書 (同法第24条の書類を含む。以下「評価書」という。) を作成したので、同法第40条第 2 項において読み替えて適用される同法第27条の規定により次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 浜田三隅線

種類 一般国道 (改築)

規模 延長 約14.1km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県浜田市原井町

終点 島根県那賀郡三隅町大字三隅

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜田市、三隅町

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、浜田市役所及び三隅町役場

縦覧期間 平成16年 3 月30日から同年 4 月30日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日は除く。)

縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

